

⑤

薬 発 第 334 号
昭和 53 年 3 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生省薬務局長

医薬品再評価が終了した単味剤たる
医療用医薬品の取扱いについて(通知)

標記については 昭和 48 年 11 月 21 日薬発第 1141 号
をもって通知したところであるが、今般 同通知別記Ⅱの一
部を下記のように改めることとしたので通知する。

なお、今回改訂部分は、下線を付した部分である。

記

1. 第2を次のように改める。

第2 有用性を示す根拠がないものと判定された医薬品に
対する措置

市場に流通している医薬品については、当該医薬品の
管下製造業者に対し、速やかに回収の措置を講じさせる
こと。

なお、医療機関に在庫する医薬品についても当該医薬品の管下製造業者に対し、医療機関の協力を得てできる限り引取りの措置を講じさせること。

2 第3の2を次のように改める。

2. 既に、市場に流通している医薬品のうち、再評価結果によって認められた効能効果等が既に表示を行っている効能効果等と相違している医薬品については、当該医薬品の管下製造業者に対し、ノカ月以内に再評価結果によって認められた効能効果等を記載した文書を当該医薬品の販売先である薬局、医薬品販売業者及び医療機関に送付するよう指導すること。

また、管下薬局及び医薬品販売業者に対し、当該医薬品を販売する際は、送付された文書を添付して販売しなければならない旨を徹底させること。